

## 指定管理者選定委員会について

### 1 指定管理者の候補者の選定

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法の改正により創設された制度で、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

指定管理者を指定しようとするときは、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされ、そのためには指定管理者の候補者を選定する必要があります。

指定管理者の候補者の選定については、「指定管理者制度の活用と導入の促進に関するガイドライン」の規定により、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して行います。

### 2 選定委員会の設置

指定管理者の候補者を公平かつ適正に選定するため、「鴨川市四方木ふれあい館指定管理者選定委員会設置要領（3 ページ）」のとおり選定委員会を設置しました。

選定委員会は、申請者から提出された申請書、事業計画書等について、選定基準に基づき、施設の設置目的等に応じて、市民の平等利用の確保や管理能力について総合的に判断し、指定管理者の候補者として適しているかを審査します。

なお、最終的な候補者の決定は、選定委員会の審査結果に基づき、市長が行います。

### 3 選定委員会会議録の公開

選定委員会の会議録については、指定管理者候補者の選定過程の透明性を確保するため、法人情報等の不開示情報等に留意して公開することとします。

なお、会議録の調製方法については、要点記録とし、発言に係る委員名及び内容については会議録に記載することとします。

### 4 審査の方式

審査の方式については、「鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱基準」において、原則として総合点数方式（あらかじめ設定した評価項目について点数化し、その合計が最も高い団体を選定する方法）で行うこととされていますが、公募によらず特定の団体を指定管理者の候補者として選定する場合等については、適否判定方式（あらかじめ市が定めた選定基準の項目につき、申請者が適しているか否かを選定委員会が判定する方法）で行うこととされています。

今回のように、現在の指定管理者を継続して指定する場合の審査については、適否判定方式により審査することとします。

## 5 具体的な審査方法について

選定委員会による審査は、申請者から提出された申請書、事業計画書等を審査し、「鴨川市四方木ふれあい館指定管理者候補者選定審査表」に掲げる選定基準ごとに、審査のポイントを踏まえ、指定管理者の候補者としての適否を判定します。各委員の審査の結果、選定基準ごとに「適」の数が上回れば「適」、それ以外は「否」と選定委員会が判定します。

この場合、1項目でも選定委員会が「否」と判定した場合は、失格となり、最終的には、審査表の全ての選定基準について選定委員会が「適」と判定した場合に、当該申請者を指定管理者の候補者として適していると認めることとします。

## 鴨川市四方木ふれあい館指定管理者選定委員会設置要領

### (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者を公平かつ適正に選定するため、鴨川市四方木ふれあい館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、鴨川市四方木ふれあい館に係る指定管理者の候補者を選定するために必要な審査を行う。

### (組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長をもって充てる。

3 委員は、教育長、企画総務部長、財政課長及び天津小湊支所長をもって充てる。

4 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (資料の提出等の要求)

第5条 選定委員会は、その事務を遂行するため必要があるときは、関係職員に対し、資料の提出、説明等を求めることができる。

### (庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、天津小湊支所において処理する。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

1 この要領は、令和7年10月3日から施行する。

2 この要領は、選定委員会が第2条に規定する審査を終了した日限り、その効力を失う。